



金沢市公報

第2583号の3

平成20年(2008年)4月1日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

◎ 目 次

● 告 示

| | |
|--|---|
| ○包括外部監査契約の締結について (行政経営課) | 1 |
| ○平成20年度の固定資産の価格等を固定資産課 税台帳に登録したことについて (資産税課) | 2 |
| ○地縁による団体の告示された事項の変更につ いて (市民参画課) | 2 |
| ○身体障害者福祉法の規定に基づく診断を担当 させる医師の指定について (障害福祉課) | 2 |
| ○障害者自立支援法の規定に基づく指定自立支 援医療機関として担当すべき医療の種類の特 定について () | 3 |
| ○平成20年度の国民健康保険料の料率等につい て (医療保険課) | 3 |
| ○平成8年告示第47号(本市が設置する都市公 園の名称等について)の一部改正について (緑と花の課) | 4 |
| ○市道の路線の認定について (道路管理課) | 5 |
| ○市道の路線の廃止について () | 6 |
| ○市道の路線の変更について () | 6 |
| ○市道の区域の決定について () | 7 |
| ○市道の区域の変更について () | 7 |
| ○道路の供用の開始について () | 8 |
| ○電線共同溝を整備すべき道路の指定の廃止に ついて () | 9 |

ページ

● 公 告

| | |
|---|----|
| ○金沢市森林整備計画の変更について (森林再生課) | 9 |
| ○浄化槽保守点検業者の登録の更新について (環境指導課) | 10 |
| ○浄化槽保守点検業者の登録事項の変更につ いて () | 10 |
| ○土地区画整理組合の解散の認可について (市街地再生課) | 10 |
| ○金沢市農用地利用集積計画を定めたことに ついて (農業委員会事務局) | 11 |
| ● 公営企業告示 | |
| ○公共下水道の供用及び終末処理場による下水 の処理の開始について (建設課) | 11 |
| ● 公営企業公告 | |
| ○指定給水装置工事事業者の指定について (企業総務課) | 11 |
| ○下水道排水設備工事事業者の指定について () | 11 |
| ○下水道排水設備工事事業者の指定の取消しに ついて () | 12 |
| ○平成20年度の下水道事業受益者負担金の賦課 対象区域について (建設課) | 12 |

告 示

● 金沢市告示第86号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の36第1項の規定により、包括外部監査契約(以下「契約」という。)を締結したので、同条第5項の規定により、次のとおり告示します。

平成20年4月1日

金沢市長 山 出 保

- 1 契約の期間の始期
平成20年4月1日
- 2 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用の額並びに執行費用及び実費の額の合計額
- 3 契約を締結した者の氏名及び住所
早川 晃治
金沢市大浦町ル57番地3

4 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出後に一括払。ただし、必要に応じ、概算払をすることができる。

●金沢市告示第87号

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定により、平成20年度の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したので、同条第2項の規定により告示します。

平成20年4月1日

金沢市長 山 出 保

●金沢市告示第88号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成20年4月1日

金沢市長 山 出 保

| 区 分 | 変更事項 | 変 更 前 | 変 更 後 | 変更年月日 |
|--------|------------|------------------------|------------------------|------------|
| 牧山町町会 | 事務所の所在地 | 金沢市牧山町ニ32番地1 | 金沢市牧山町リ82番地 | 平成20年1月13日 |
| | 代表者の氏名及び住所 | 中村 市朗 金沢市牧山町ニ32番地1 | 黒田 徳吉 金沢市牧山町リ82番地 | 平成20年1月13日 |
| 専光寺中町会 | 代表者の氏名及び住所 | 疋田 智 金沢市専光寺町せ14番地1 | 坂江 桂 金沢市専光寺町タ25番地1 | 平成20年1月20日 |
| 田上本町町会 | 代表者の氏名及び住所 | 山根 栄進 金沢市田上本町ヲ72番地 | 上田 義雄 金沢市田上本町ヲ9番甲地 | 平成20年2月1日 |
| 小原町町会 | 代表者の氏名及び住所 | 吉田 耕作 金沢市小原町ソ151番地 | 栗田 清一 金沢市小原町ソ139番地2 | 平成20年4月1日 |
| 打尾町会 | 事務所の所在地 | 金沢市打尾町ワ35番地 | 金沢市打尾町甲37番地 | 平成20年4月1日 |
| | 代表者の氏名及び住所 | 石田 敏夫 金沢市打尾町ワ35番地 | 細野 直彦 金沢市打尾町甲37番地 | 平成20年4月1日 |
| 金川町町会 | 事務所の所在地 | 金沢市金川町イ243番地1 | 金沢市金川町イ172番地 | 平成20年4月1日 |
| | 代表者の氏名及び住所 | 石塚 俊義 金沢市金川町イ243番地1 | 浦 与蔵 金沢市金川町イ172番地 | 平成20年4月1日 |
| 袋板屋町会 | 事務所の所在地 | 金沢市袋板屋町ロ53番地 | 金沢市袋板屋町ロ77番地 | 平成20年4月1日 |
| | 代表者の氏名及び住所 | 前田 稔 金沢市袋板屋町ロ53番地 | 宮村 正雄 金沢市袋板屋町ロ77番地 | 平成20年4月1日 |

●金沢市告示第89号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、診断を担当する医師として次のとおり指定したので、金沢市身体障害者福祉法施行細則（平成8年規則第63号）第2条の規定により告示します。

平成20年4月1日

金沢市長 山 出 保

| 医療機関の名称 | 所 在 地 | 診療科目 | 医師の氏名 | 指定年月日 |
|------------------------|-----------------|-------|-------|------------|
| 医療法人社団 浅ノ川 浅ノ川総合病院 | 金沢市小坂町中83番地 | 脳神経外科 | 光田 幸彦 | 平成20年3月15日 |
| 医療法人社団 映寿会 映寿会みらい病院 | 金沢市鞍月東1丁目9番地 | 内科 | 佐々木倫子 | 平成20年3月15日 |
| ふれあいクリニック | 金沢市彦三町2丁目10番13号 | 内科 | 水口 雅之 | 平成20年3月15日 |

●金沢市告示第90号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として次の医療機関の担当すべき医療の種類を指定したので、同法第69条の規定により告示します。

平成20年4月1日

金沢市長 山 出 保

| 名 称 | 所 在 地 | 開 設 者 | 指定年月日 |
|----------|--------------|----------------------------|-----------|
| 木曳野らいふ薬局 | 金沢市寺中町ホ42番地7 | 株式会社ナチュラルライフ 代表取締役 竹原 稔 | 平成20年4月1日 |

●金沢市告示第91号

平成20年度の金沢市国民健康保険条例（昭和34年条例第5号。以下「条例」という。）第26条第1項の規定による基礎賦課額の保険料率及び条例第31条第1項の規定により基礎賦課額から減額する額並びに条例第26条の6の5第1項の規定による後期高齢者支援金等賦課額の保険料率及び条例第31条第5項において準用する同条第1項の規定により後期高齢者支援金等賦課額から減額する額並びに条例第26条の11第1項の規定による介護納付金賦課額の保険料率及び条例第31条第7項において準用する同条第1項の規定により介護納付金賦課額から減額する額は、次のとおりです。

平成20年4月1日

金沢市長 山 出 保

1 基礎賦課額の保険料率

- (1) 所得割 市民税所得割額の年100分の240（1月当たり100分の20）
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき年23,640円（1月当たり1,970円）
- (3) 世帯別平等割

特定世帯以外の世帯 1世帯につき年24,000円（1月当たり2,000円）

特定世帯 1世帯につき年12,000円（1月当たり1,000円）

2 基礎賦課額から減額する額

- (1) 条例第31条第1項第1号の減額する額
 - ア 被保険者1人につき年16,548円（1月当たり1,379円）
 - イ 特定世帯以外の世帯 1世帯につき年16,800円（1月当たり1,400円）
 - 特定世帯 1世帯につき年8,400円（1月当たり700円）
- (2) 条例第31条第1項第2号の減額する額
 - ア 被保険者1人につき年11,820円（1月当たり985円）
 - イ 特定世帯以外の世帯 1世帯につき年12,000円（1月当たり1,000円）
 - 特定世帯 1世帯につき年6,000円（1月当たり500円）
- (3) 条例第31条第1項第3号の減額する額
 - ア 被保険者1人につき年4,728円（1月当たり394円）
 - イ 特定世帯以外の世帯 1世帯につき年4,800円（1月当たり400円）
 - 特定世帯 1世帯につき年2,400円（1月当たり200円）

3 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

- (1) 所得割 市民税所得割額の年100分の48（1月当たり100分の4）
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき年6,000円（1月当たり500円）
- (3) 世帯別平等割

特定世帯以外の世帯 1世帯につき年6,000円（1月当たり500円）

特定世帯 1世帯につき年3,000円（1月当たり250円）

4 後期高齢者支援金等賦課額から減額する額

- (1) 条例第31条第5項において準用する同条第1項第1号の減額する額
 - ア 被保険者1人につき年4,200円（1月当たり350円）
 - イ 特定世帯以外の世帯 1世帯につき年4,200円（1月当たり350円）

- 特定世帯 1世帯につき年2,100円(1月当たり175円)
- (2) 条例第31条第5項において準用する同条第1項第2号の減額する額
 ア 被保険者1人につき年3,000円(1月当たり250円)
 イ 特定世帯以外の世帯 1世帯につき年3,000円(1月当たり250円)
 特定世帯 1世帯につき年1,500円(1月当たり125円)
- (3) 条例第31条第7項において準用する同条第1項第3号の減額する額
 ア 被保険者1人につき年1,200円(1月当たり100円)
 イ 特定世帯以外の世帯 1世帯につき年1,200円(1月当たり100円)
 特定世帯 1世帯につき年600円(1月当たり50円)
- 5 介護納付金賦課額の保険料率
 (1) 所得割 市民税所得割額の年100分の60(1月当たり100分の5)
 (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき年9,480円(1月当たり790円)
 (3) 世帯別平等割 1世帯につき年5,520円(1月当たり460円)
- 6 介護納付金賦課額から減額する額
 (1) 条例第31条第7項において準用する同条第1項第1号の減額する額
 ア 被保険者1人につき年6,636円(1月当たり553円)
 イ 1世帯につき年3,864円(1月当たり322円)
 (2) 条例第31条第7項において準用する同条第1項第2号の減額する額
 ア 被保険者1人につき年4,740円(1月当たり395円)
 イ 1世帯につき年2,760円(1月当たり230円)
 (3) 条例第31条第7項において準用する同条第1項第3号の減額する額
 ア 被保険者1人につき年1,896円(1月当たり158円)
 イ 1世帯につき年1,104円(1月当たり92円)

●金沢市告示第92号

平成8年告示第47号(本市が設置する都市公園の名称等について)の一部を次のように改正する。

平成20年4月1日

金沢市長 山 出 保

第1項の表中

| | | | | | | |
|-----|--------------|--------------------|---------------|--|--|---|
| 406 | 東金沢ガーデンシティ公園 | 金沢市高柳町十三字1-14 | 平成19年 8月1日 | | | を |
| 406 | 東金沢ガーデンシティ公園 | 金沢市高柳町十三字1-14 | 平成19年 8月1日 | | | |
| 407 | 金市やすらぎ公園 | 金沢市金市町ニ12-1 | 平成20年 4月1日 | | | |
| 408 | 千木日吉の森公園 | 金沢市千木町カ66番外 | 平成20年 4月1日 | | | |
| 409 | きびきの中央公園 | 金沢市木曳野36街区 | 平成20年 4月1日 | | | |
| 410 | 大桑しょうず公園 | 金沢市大桑町13街区2番地 先 | 平成20年 4月1日 | | | |
| 411 | 大桑かやのした公園 | 金沢市大桑町15街区1番地 先 | 平成20年 4月1日 | | | |
| 412 | 大桑にしのやま公園 | 金沢市大桑町38街区7番地 先 | 平成20年 4月1日 | | | |

| | | | | | |
|-----|--------------|--------------------|---------------|--|--|
| 413 | 大桑まえがわら公園 | 金沢市大桑町49街区9番地 先 | 平成20年 4月1日 | | |
| 414 | 小立野2丁目あすなろ公園 | 金沢市小立野2丁目370番1 | 平成20年 4月1日 | | |
| 415 | 小立野やわらぎ公園 | 金沢市小立野4丁目32番2 | 平成20年 4月1日 | | |

に

改める。

●金沢市告示第93号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、市道の路線を次のように認定します。

なお、その関係図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成20年4月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成20年4月1日

金沢市長 山 出 保

| 整理番号 | 路線名 | 起 点 及 び 終 点 | 重要な経過地 |
|------|---------------------|--|--------|
| 372 | 2級幹線372号 利屋・福久線 | 利屋町へ 94番1先から 福久町ハ 31番1先まで | |
| 591 | 準幹線591号 大浦・諸江線 | 大浦町ト 92番1先から 諸江町上丁 1番 先まで | |
| 592 | 準幹線592号 福久・千木線 | 福久町ル 78番1先から 千木1丁目 9番 先まで | |
| 1022 | 鳴和町線1号 | 鳴和町 1番48先から 鳴和町 1番76先まで | |
| 1022 | 鳴和町線2号 | 鳴和町 1番95先から 鳴和町 1番89先まで | |
| 1430 | 泉が丘1丁目線19号 | 泉が丘1丁目 714番2先から 泉が丘1丁目 128番10先まで | |
| 1511 | 三口新町4丁目線16号 | 三口新町4丁目 121番1先から 三口新町4丁目 121番7先まで | |
| 1619 | 野田町線16号 | 野田土地区画整理事業地内 20街区 14番 先から 野田土地区画整理事業地内 29街区 6-1番 先まで | |
| 2701 | 金石北1丁目線20号 | 金石北1丁目 22番2先から 金石北1丁目 22番6先まで | |
| 2801 | 大野1号 大野西線41号 | 大野町カ 50番15先から 大野町カ 50番11先まで | |
| 2906 | 栗崎6号 栗崎町線76号 | 栗崎町を 6番4先から 栗崎町を 6番19先まで | |
| 3010 | 二塚10号 専光寺町東線15号 | 専光寺町ニ 192番2先から 専光寺町ニ 192番7先まで | |
| 3010 | 二塚10号 専光寺町東線16号 | 専光寺町ニ 3番1先から 専光寺町ニ 3番6先まで | |
| 3010 | 二塚10号 専光寺町東線17号 | 専光寺町ヲ 32番1先から 専光寺町ヲ 22番1先まで | |
| 3130 | 安原30号 いなほ工業団地線5号 | いなほ工業団地土地区画整理事業地内 8街区 2番 先から いなほ工業団地土地区画整理事業地内 8街区 2番 先まで | |

| | | | | |
|------|-------------|------------------------|---------|-----|
| 3130 | 安 原 30号 | いなほ工業団地土地区画整理事業地内 7街区 | 1 番 | 先から |
| | いなほ工業団地線 6号 | いなほ工業団地土地区画整理事業地内 11街区 | 1 番 | 先まで |
| 3235 | 大 徳 35号 | 畝 田 中 1 丁 目 | 120 番 6 | 先から |
| | 畝田中1丁目線 8号 | 畝 田 中 1 丁 目 | 120 番 7 | 先まで |
| 3240 | 大 徳 40号 | 畝 田 西 2 丁 目 | 45 番 | 先から |
| | 畝田西2丁目線 4号 | 畝 田 西 2 丁 目 | 49 番 | 先まで |
| 3515 | 弓 取 15号 | 諸 江 町 中丁 | 246 番 4 | 先から |
| | 諸江町中丁線 25号 | 諸 江 町 中丁 | 246 番 8 | 先まで |
| 3515 | 弓 取 15号 | 諸 江 町 中丁 | 105 番 3 | 先から |
| | 諸江町中丁線 26号 | 諸 江 町 中丁 | 105 番 5 | 先まで |
| 4017 | 三 馬 17号 | 泉 本 町 1 丁 目 | 239 番 1 | 先から |
| | 泉本町1丁目線 13号 | 泉 本 町 1 丁 目 | 239 番 5 | 先まで |
| 4428 | 小 坂 28号 | 千 木 町 ル | 59 番 1 | 先から |
| | 千木町線 32号 | 千 木 町 ル | 152 番 1 | 先まで |
| 4433 | 小 坂 33号 | 荒 屋 1 丁 目 | 98 番 | 先から |
| | 荒屋町線 26号 | 荒 屋 町 ニ | 43 番 1 | 先まで |

●金沢市告示第94号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、市道の路線を次のように廃止します。

なお、その関係図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成20年4月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成20年4月1日

金沢市長 山 出 保

| 整理番号 | 路 線 名 | 起 点 及 び 終 点 | 重要な経過地 |
|------|------------|-------------|-------------|
| 1619 | 野 田 町 線 3号 | 野 田 町 レ | 26 番 1 先から |
| | | 野 田 町 チ | 153 番 1 先まで |

●金沢市告示第95号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、市道の路線を次のように変更します。

なお、その関係図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成20年4月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成20年4月1日

金沢市長 山 出 保

| 整理番号 | 新旧の別 | 路 線 名 | 起 点 及 び 終 点 | 重要な経過地 |
|------|------|-------------|--|--------|
| 573 | 旧 | 準 幹 線 573号 | い な ほ 1 丁 目 6 番 先から 上 荒 屋 4 丁 目 205 番 先まで | |
| | 新 | 上 荒 屋 町 線 | いなほ工業団地土地区画整理事業地内 9街区 2 番 先から 上 荒 屋 4 丁 目 205 番 先まで | |
| 2906 | 旧 | 粟 崎 6号 | 粟 崎 町 ル 8 番 先から 粟 崎 町 を 2 番 4 先まで | |
| | 新 | 粟 崎 町 線 67号 | 粟 崎 町 ル 8 番 先から 粟 崎 町 を 6 番 11 先まで | |

| | | | | |
|------|---|-------------|------------------|--|
| 2906 | 旧 | 粟 崎 6号 | 粟 崎 町 を 26番30先から | |
| | | 粟 崎 町 線 69号 | 粟 崎 町 を 26番32先まで | |
| | 新 | 粟 崎 町 線 69号 | 粟 崎 町 を 26番30先から | |
| | | 粟 崎 町 線 69号 | 粟 崎 町 を 30番1先まで | |

●金沢市告示第96号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道の区域を次のように決定します。

なお、その区域を表示した図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成20年4月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成20年4月1日

金沢市長 山 出 保

| 道路の種類 | 路 線 名 | 幅 員 (m) | 延 長 (m) |
|-------|-----------------|-------------|------------|
| 二級幹線 | 2級幹線372号利屋・福久線 | 4.2 ~ 30.0 | 5,914 (20) |
| 一般市道 | 準幹線573号上荒屋町線 | 16.0 ~ 41.3 | 1,286 |
| 一般市道 | 準幹線591号大浦・諸江線 | 7.5 ~ 29.5 | 3,869 |
| 一般市道 | 準幹線592号福久・千木線 | 13.1 ~ 35.0 | 1,798 |
| 一般市道 | 鳴和町線1号 | 6.0 ~ 8.0 | 379 |
| 一般市道 | 鳴和町線2号 | 6.0 | 76 |
| 一般市道 | 泉が丘1丁目線19号 | 6.0 | 48 |
| 一般市道 | 三口新町4丁目線16号 | 6.0 ~ 6.4 | 59 |
| 一般市道 | 野田町線16号 | 13.0 | 387 |
| 一般市道 | 金石北1丁目線20号 | 6.0 ~ 12.0 | 41 |
| 一般市道 | 大野1号大野西線41号 | 6.0 ~ 12.0 | 36 |
| 一般市道 | 粟崎6号粟崎町線67号 | 6.0 ~ 7.7 | 401 |
| 一般市道 | 粟崎6号粟崎町線69号 | 6.4 ~ 6.5 | 146 |
| 一般市道 | 粟崎6号粟崎町線76号 | 5.0 | 37 |
| 一般市道 | 二塚10号専光寺町東線15号 | 6.0 | 60 |
| 一般市道 | 二塚10号専光寺町東線16号 | 6.0 ~ 12.0 | 31 |
| 一般市道 | 二塚10号専光寺町東線17号 | 6.0 ~ 6.5 | 151 |
| 一般市道 | 安原30号いなほ工業団地線5号 | 9.0 | 53 |
| 一般市道 | 安原30号いなほ工業団地線6号 | 9.0 ~ 9.3 | 486 |
| 一般市道 | 大徳35号畝田中1丁目線8号 | 6.0 | 27 |
| 一般市道 | 大徳40号畝田西2丁目線4号 | 7.0 | 31 |
| 一般市道 | 弓取15号諸江町中丁線25号 | 6.0 ~ 12.0 | 36 |
| 一般市道 | 弓取15号諸江町中丁線26号 | 6.0 ~ 12.0 | 32 |
| 一般市道 | 三馬17号泉本町1丁目線13号 | 6.0 | 34 |
| 一般市道 | 小坂28号千木町線32号 | 16.1 | 88 |
| 一般市道 | 小坂33号荒屋町線26号 | 5.5 ~ 6.7 | 236 |

●金沢市告示第97号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成20年4月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成20年4月1日

金沢市長 山 出 保

| 道路の種類 | 路線名 | 新旧の別 | 区 間 | 幅員(m) | 延長(m) |
|-------|------------------------|------|--|------------|-----------|
| 一般市道 | 安 原 23号 北陸自動車道側線 2号 | 旧 | いなほ 1丁目 6番 先から いなほ 1丁目 7番 先まで | 5.1 ~ 17.6 | 142(12) |
| | | 新 | いなほ 1丁目 6番 先から いなほ 1丁目 7番 先まで | 5.1 ~ 17.6 | 179(12) |
| 一般市道 | 大 徳 46号 寺中・観音堂線 | 旧 | 寺 中 町 口 31番 1先から 観 音 堂 町 ヌ 48番 5先まで | 6.5 ~ 11.0 | 824 |
| | | 新 | 寺 中 町 口 24番 1先から 観 音 堂 町 ヌ 48番 5先まで | 6.5 ~ 54.0 | 914 |
| 一般市道 | 森 本 13号 四 坊 町 線 | 旧 | 今 町 ル 20番 先から 四 坊 町 イ 1番 先まで | 2.1 ~ 12.3 | 1,742(50) |
| | | 新 | 今 町 ル 20番 先から 四 坊 町 イ 1番 先まで | 2.1 ~ 19.0 | 1,792 |

●金沢市告示第98号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成20年4月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成20年4月1日

金沢市長 山 出 保

| 路線名 | 区 間 | 供用開始日 |
|-----------------------------|--|-----------|
| 2 級 幹 線 372号 利 屋 ・ 福 久 線 | 利 屋 町 へ 94番 1先から 福 久 町 ハ 31番 1先まで | 平成20年4月1日 |
| 準 幹 線 573号 上 荒 屋 町 線 | いなほ工業団地土地区画整理事業地内 9街区 上 荒 屋 4 丁 目 205番 先まで | 〃 |
| 準 幹 線 591号 大 浦 ・ 諸 江 線 | 大 浦 町 ト 92番 1先から 諸 江 町 上丁 1番 先まで | 〃 |
| 準 幹 線 592号 福 久 ・ 千 木 線 | 福 久 町 ル 78番 1先から 千 木 1 丁 目 9番 先まで | 〃 |
| 鳴 和 町 線 1号 | 鳴 和 町 1番 48先から 鳴 和 町 1番 76先まで | 〃 |
| 鳴 和 町 線 2号 | 鳴 和 町 1番 95先から 鳴 和 町 1番 89先まで | 〃 |
| 泉 が 丘 1 丁 目 線 19号 | 泉 が 丘 1 丁 目 714番 2先から 泉 が 丘 1 丁 目 128番 10先まで | 〃 |
| 三口新町 4 丁 目 線 16号 | 三 口 新 町 4 丁 目 121番 1先から 三 口 新 町 4 丁 目 121番 7先まで | 〃 |
| 金石北 1 丁 目 線 20号 | 金 石 北 1 丁 目 22番 2先から 金 石 北 1 丁 目 22番 6先まで | 〃 |
| 大 野 1号 大 野 西 線 41号 | 大 野 町 4 丁 目 カ 50番 15先から 大 野 町 4 丁 目 カ 50番 11先まで | 〃 |
| 栗 崎 6号 栗 崎 町 線 67号 | 栗 崎 町 ル 8番 先から 栗 崎 町 を 6番 11先まで | 〃 |
| 栗 崎 6号 栗 崎 町 線 69号 | 栗 崎 町 を 26番 30先から 栗 崎 町 を 30番 1先まで | 〃 |

| | | |
|-------------------|------------------------------|---|
| 栗 崎 6号 | 栗 崎 町 を 6番4先から | |
| 栗 崎 町 線 76号 | 栗 崎 町 を 6番19先まで | 〃 |
| 二 塚 10号 | 専 光 寺 町 ニ 192番2先から | |
| 専 光 寺 町 東 線 15号 | 専 光 寺 町 ニ 192番7先まで | 〃 |
| 二 塚 10号 | 専 光 寺 町 ニ 3番1先から | |
| 専 光 寺 町 東 線 16号 | 専 光 寺 町 ニ 3番6先まで | 〃 |
| 二 塚 10号 | 専 光 寺 町 ヲ 32番1先から | |
| 専 光 寺 町 東 線 17号 | 専 光 寺 町 ヲ 22番1先まで | 〃 |
| 安 原 23号 | い な ほ 1 丁 目 6番先から | |
| 北陸自動車道側線 2号 | い な ほ 1 丁 目 7番先まで | 〃 |
| 安 原 30号 | いなほ工業団地土地区画整理事業地内 8街区 2番先から | |
| いなほ工業団地線 5号 | いなほ工業団地土地区画整理事業地内 8街区 2番先まで | 〃 |
| 安 原 30号 | いなほ工業団地土地区画整理事業地内 7街区 1番先から | |
| いなほ工業団地線 6号 | いなほ工業団地土地区画整理事業地内 11街区 1番先まで | 〃 |
| 大 徳 35号 | 畝 田 中 1 丁 目 120番6先から | |
| 畝 田 中 1 丁 目 線 8号 | 畝 田 中 1 丁 目 120番7先まで | 〃 |
| 大 徳 40号 | 畝 田 西 2 丁 目 45番先から | |
| 畝 田 西 2 丁 目 線 4号 | 畝 田 西 2 丁 目 49番先まで | 〃 |
| 大 徳 46号 | 寺 中 町 ロ 24番1先から | |
| 寺 中 ・ 観 音 堂 線 | 観 音 堂 町 ヌ 48番5先まで | 〃 |
| 弓 取 15号 | 諸 江 町 中 丁 246番4先から | |
| 諸 江 町 中 丁 線 25号 | 諸 江 町 中 丁 246番8先まで | 〃 |
| 弓 取 15号 | 諸 江 町 中 丁 105番3先から | |
| 諸 江 町 中 丁 線 26号 | 諸 江 町 中 丁 105番5先まで | 〃 |
| 三 馬 17号 | 泉 本 町 1 丁 目 239番1先から | |
| 泉 本 町 1 丁 目 線 13号 | 泉 本 町 1 丁 目 239番5先まで | 〃 |
| 小 坂 28号 | 千 木 町 ル 59番1先から | |
| 千 木 町 線 32号 | 千 木 町 ル 152番1先まで | 〃 |
| 小 坂 33号 | 荒 屋 1 丁 目 98番先から | |
| 荒 屋 町 線 26号 | 荒 屋 町 ニ 43番1先まで | 〃 |
| 森 本 13号 | 今 町 ル 20番先から | |
| 四 坊 町 線 | 四 坊 町 イ 1番先まで | 〃 |

●金沢市告示第99号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき指定した電線共同溝を整備すべき道路について、その指定を廃止したので、同条第4項の規定により次のとおり告示します。

平成20年4月1日

金沢市長 山 出 保

| 道路の種類 | 路 線 名 | 区 間 | 廃止年月日 |
|-------|--------------------------------|----------------------------|-----------|
| 一級幹線 | 1 級 幹 線 16号 橋 場 ・ 兼 六 園 下 線 | 橋場町12番2先から兼六元町172番2先までの上り線 | 平成20年4月1日 |
| | | 大手町426番先から大手町338番2先までの下り線 | |

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の6第2項及び第3項の規定により金沢市森林整備計画を変更したので、同条第4項において準用する第10条の5第8項の規定に基づき、金沢市産業局農林部森林再生課において公表しま

す。

平成20年4月1日

金沢市長 山 出 保

金沢市浄化槽保守点検者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第4条第1項の規定により、次の者を浄化槽保守点検業者登録簿に更新登録したので公告します。

平成20年4月1日

金沢市長 山 出 保

| 登録番号 | 名 称 | 所 在 地 | 登録年月日 |
|------|-----------------|------------------|------------|
| 37 | 株式会社ムラシマ事務所 | 金沢市泉野出町2丁目7番13号 | 平成20年3月20日 |
| 1 | 徳野設備工業株式会社 | 金沢市神宮寺2丁目5番3号 | 平成20年4月1日 |
| 4 | 木谷薬品工業株式会社 | 金沢市新保本2丁目541番地 | 〃 |
| 7 | 北研エンジニアリング株式会社 | 金沢市松島3丁目79番地 | 〃 |
| 8 | ニッコー株式会社 | 白山市相木町383番地 | 〃 |
| 9 | 石川環境設備株式会社 | 金沢市横川5丁目258番地 | 〃 |
| 11 | 北陸総合ビル管理株式会社 | 金沢市新保本4丁目26番地1 | 〃 |
| 12 | 大環境エンジニアリング株式会社 | 金沢市玉鉾2丁目167番地2 | 〃 |
| 13 | 金沢環境管理株式会社 | 金沢市増泉3丁目17番1号 | 〃 |
| 14 | 株式会社金沢浄化槽サービス | 金沢市扇町6番25号 | 〃 |
| 15 | 株式会社西原ネオ | 東京都港区芝浦3丁目6番18号 | 〃 |
| 16 | 金沢市清掃株式会社 | 金沢市東力2丁目47番地48番地 | 〃 |
| 18 | 株式会社金沢環境サービス公社 | 金沢市御影町23番10号 | 〃 |
| 22 | 株式会社施設管理 | 金沢市山科3丁目3番3号 | 〃 |
| 23 | 吉川浄化槽サービス | 金沢市矢木3丁目20番地5 | 〃 |
| 24 | 株式会社石川住宅管理 | 金沢市福久町ハ22番地2 | 〃 |
| 25 | 石川総合管理株式会社 | 金沢市畝田西3丁目187番地 | 〃 |
| 32 | 有限会社リリーフ | 金沢市東力2丁目120番地 | 〃 |

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第6条第2項において準用する同条例第4条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者登録簿を変更登録したので公告します。

平成20年4月1日

金沢市長 山 出 保

| 登録番号 | 名 称 | 所 在 地 | 変更登録年月日 |
|------|------------|-----------------|------------|
| 15 | 株式会社西原ネオ | 東京都港区芝浦3丁目6番18号 | 平成20年3月7日 |
| 25 | 石川総合管理株式会社 | 金沢市畝田西3丁目187番地 | 平成20年3月13日 |
| 2 | アムズ株式会社 | 金沢市西泉3丁目92番地 | 平成20年3月17日 |

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定により、土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第5項の規定により、次のとおり公告します。

平成20年4月1日

金沢市長 山 出 保

1 土地区画整理組合の名称

金沢港東地区工業用地土地区画整理組合

2 解散の認可の年月日

平成20年3月25日

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、金沢市農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該金沢市農用地利用集積計画を金沢市農業委員会事務局に備え置いて縦覧に供します。

平成20年4月1日

金沢市長 山 出 保

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第9号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、金沢市企業局建設部建設課において、一般の縦覧に供します。

平成20年4月1日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成20年4月1日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
 - (1) 田上第5土地区画整理事業地及び田上本町土地区画整理事業地の各一部
 - (2) 忠繩町及び戸板第2土地区画整理事業地の各一部
 - (3) 専光寺町及び稚日野町の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示する。
- 4 当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
 - (1) 2の(1)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市浅野本町ホ131番地
名称 城北水質管理センター
 - (2) 2の(2)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市湊3丁目5番地8
名称 臨海水質管理センター
 - (3) 2の(3)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市下安原町東1301番地
名称 犀川左岸浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

公 営 企 業 公 告

金沢市水道給水条例（昭和29年条例第28号）第7条の2の規定により、平成20年4月1日に次の者を指定給水装置工事事業者として指定したので、金沢市指定給水装置工事事業者規程（平成9年公営企業管理規程第12号）第9条の規定により公告します。

平成20年4月1日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

| 指定番号 | 商号又は法人名 | 所在地 |
|------|-------------|----------------|
| 497 | 有限会社 かるみ設備 | 小松市西軽海町3丁目52番地 |
| 498 | 有限会社 寺井設備工業 | かほく市木津イ61番地1 |

金沢市下水道排水設備工事事業者の指定等に関する規程（平成13年公営企業管理規程第3号）第5条第1項の規定に

より、平成20年4月1日に次の者を下水道排水設備工事業者として指定したので、同規程第11条の規定により公告します。

平成20年4月1日

金 沢 市 公 営 企 業 管 理 者 古 田 秀 一

| 指定番号 | 商号又は法人名 | 所在地 |
|------|------------|----------------|
| 517 | 有限会社 かるみ設備 | 小松市西軽海町3丁目52番地 |

金沢市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規程（平成13年公営企業管理規程第3号）第10条第1項の規定により、次の者の下水道排水設備工事業者としての指定を取り消したので、同規程第11条の規定により公告します。

平成20年4月1日

金 沢 市 公 営 企 業 管 理 者 古 田 秀 一

| 指定番号 | 商号又は法人名 | 所在地 | 取消年月日 |
|------|----------|----------------|------------|
| 253 | 徳川建設株式会社 | 金沢市泉野町5丁目11番9号 | 平成20年3月14日 |
| 26 | 上野設備 | 金沢市扇町13番29号 | 平成20年3月18日 |

金沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和47年条例第44号）第5条の規定により、下水道事業受益者負担金の賦課対象区域を次のように定めます。

平成20年4月1日

金 沢 市 公 営 企 業 管 理 者 古 田 秀 一

第3負担区

山科1丁目及び野田土地区画整理事業地の各一部

第4負担区

高尾1丁目及び諸江町の各一部

第5負担区

粟崎町4丁目及び田上第5土地区画整理事業地の各一部

第6負担区

示野町、観音堂町、近岡町、金石本町、大河端町、南新保町、北間町及び割出町の各一部

第7負担区

寺中町、豊穂町、北塚町、稚日野町、専光寺町、赤土町、宮保町、高柳町、三池新町、岩出町、末町、戸板第2土地区画整理事業地、木曳野土地区画整理事業地、三池高柳土地区画整理事業地及び田上本町土地区画整理事業地の各一部

◎正 誤

○平成19年3月30日付け金沢市公報号外第12号の3

| 頁 | 箇所 |
|----|--------|
| 12 | 上から9行目 |

| 誤 |
|------|
| 同アの表 |

| 正 |
|----------------------------------|
| 同アの表委託料の項中「助役専決」を「副市長専決」に改め、同アの表 |

| 頁 | 箇所 |
|----|---------|
| 12 | 上から11行目 |

| 誤 |
|----|
| 同表 |

| 正 |
|-------------------------|
| 同表収入の表中「助 役」を「副市長」に改め、同 |

平成20年(2008年)4月1日 印刷
平成20年(2008年)4月1日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
カネモト印刷(株)